

## 記入内容の確認

規制改革推進室・行政改革推進本部事務局

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

1. 内容入力

2. 確認

3. 完了

<input type="radio"/> 提案事項名（タイトル） （50字以内におまとめ下さい。） ※必須	医療法の「事故等事案」の報告医療機関名の公開
<input type="radio"/> 提案の具体的内容 （300字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。） ※必須	医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号（事故等報告書の作成義務）において定義される事故及びその他の報告を求める事案である「事故等事案」は、登録分析機関（公益財団法人日本医療機能評価機構）が報告内容を公開しているが、報告医療機関名は秘密になっているため、「事故等事案」は医療機関名を合わせて公開する。
<input type="radio"/> 提案理由 （700字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果についても、具体的に記載して下さい。（消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮など） ※必須	「事故等事案」の公開は、「医療安全推進総合対策」の趣旨に従い、平成16年10月から特定機能病院及び国立研究開発法人等の医療機関、並びに後に制度に参加希望した医療機関が、登録分析機関（公益財団法人日本医療機能評価機構）へ報告しており、報告内容は「医療事故情報収集等事業」として運用し、医療機関、製薬企業及び国民に公開されている。しかし、事故等事案を報告した医療機関名は匿名化されて公開されていない。元々、同事業には国民の医療及び医療機関の選択権を確保する目的があるが、実際には、医療機関及び製薬企業のみが利用する制度になっており、実質的に国民が利用する制度になっていない。そこで、事故等事案の報告内容と報告医療機関名を合わせて公開すれば、国民への医療事故の真の公開制度になり、医療機関の医療安全の向上及び高度化への競争を促進できる。逆に、医療機関側による「医療機関名が公開されると報告義務を履行しない恐れがある」という意見は、医療法に違反しているものであり、違法を助長することはできず、厳しく、事故等事案の報告義務の履行を指導すべきである。
<input type="radio"/> 当該規制の根拠となっているもの（不明の場合は「不明」を選択して下さい。） ※必須	法律や政令
<input type="radio"/> 上記の具体的な根拠法令等（おわかりであれば）	医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号（事故等報告書の作成義務）
<input type="radio"/> 提案者（個人または会社・団体） ※必須	会社・団体
会社名・団体名を御記入下さい。（個人の場合は「個人」と御記入下さい。） ※必須	全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
<input type="radio"/> 会社名・団体名の公表の可否（個人の場合は「個人（非公表）」を選択して下さい。） ※必須	公表
<input type="radio"/> 提案者氏名（非公表）（会社・団体の場合は「担当者名」	多田雅史

を御記入下さい。) ※任意	
○電話番号（非公表） （できましたら御記入下さい。） ※任意	08015663428
○電子メールアドレス（非公表） ※任意	cross.mituyoshi@gmail.com

[＜ 修正](#)[以上の内容で送信する＞](#)[このページの先頭へ](#) 

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話番号 03-5253-2111（大代表）

内閣府法人番号 2000012010019

© Cabinet Office, Government of Japan